



2024年 5月3日 金曜日
(令和6年)

知・技の創造

ものづくり大学発

▷102◁

2018年12月14日、出入 就業者数は1997年の68 国管理及び難民認定法及び法 5万人をピークに、2020 務省設置法の一部を改正する 年11月時点では505万人に 法律（平成30年法律第102 減少しています。生産性向上 号）の公布により、新しい在 や国内人材の確保のための取 留資格「特定技能」が設けら り組みを行ってもなお人材の れました。これを受け、人手 確保が困難な建設分野におい 不足が深刻である建設業界に て、一定の専門性・技能を有 において外国人労働者の就労が 可能となりました。

14分野の一つ、建設業界も また深刻化する人手不足に悩 まれています。建設業界の 年まで、家族の帯同は認め

国している技能実習修了者も 業務区分は三つであり、〔土 建築物の新築、増築、改築、 呼び寄せ、直接雇用できるよ 木〕〔建築〕〔ライフライン もしくは移転また修繕もしく

外国人建設労働者の就労

三原 斉 建設学科教授



みはら・ひとし 近畿大学卒業。工学院大学大学院博士 課程修了。博士（工学）。一級建築士・一級建築施工管理 技士。村本建設株式会社を経て2001年より現職。専門 は、建築生産、建築構法、建築技術技能教育。

は横様替えに係る作業などに 従事することになります。 主な業務内容は①型枠施工 ②左官③コンクリート圧送④ 屋根ふき⑤土工⑥鉄筋施工⑦ 鉄筋継手⑧内装仕上げ⑨表装 ⑩とび⑪建築大工⑫建築板金 ⑬吹付ウレタン断熱、その他、建築物の新築、増築、改築も しくは移転、修繕、模様替えま たは係る作業があります。特定 技能1号外国人の受入れ第1 号が建設分野で誕生したのは 19年9月でした。23年11月に 特定技能2号評価試験ルート

を整備することで今後の外国 人技能者の活用がぐいに期待 できます。建設工事現場にお ける技能者不足を少しずつ解 消することを願っています。

ルート1		ルート2	
技能実習等未経験者		技能実習経験者	
①技能評価試験	②日本語試験	技能実習2号修了	
↓		↓	
特定技能1号		通算5年在留可	
特定技能2号		在留期間上限無	